

税制調査会 10月12日

公益法人制度改革と税制改正の基本的論点

水野 忠恒

I はじめに

民間非営利活動の重要性が高まる中、公益法人制度改革は、平成14年度から、内閣官房行政改革推進事務局を中心に検討が始まった。税制調査会においても、平成14年11月に非営利法人課税WGにより新しい公益法人の課税のあり方を検討したが、平成16年12月には、閣議決定により、公益法人改革の必要性が再認識された。それを受けて、税制調査会では、最終的には、平成17年6月に「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」をまとめた。

平成18年6月 公益法人3法公布

平成19年9月 関連政令府令公布

平成20年12月からは、新法による公益認定が始まる予定である。そのため、平成20年度税制改正において、公益法人の税制のありかたを検討しなければならない。

公益法人改革においては、従来の公益法人の許可制度のもとでの①不透明な決定過程、主務官庁と公益法人との癒着、特に、天下り問題などが批判される一方で、②「小さな政府」とともに、「民による公共」が強調されている。

II 基本的視点

(1) 「民間の公益活動を通じた公益の増進」に対応した税制の構築

(2) 新たな法人制度に対する適切な税制の構築

公益法人制度は現行の仕組みから、①一般社団法人及び一般財団法人と、②公益社団法人及び公益財団法人の2つに改組される。このうち、公益法人の認定に関する制度と認定基準や、公益法人による事業の適正な実施を確保するための措置などを定めたのが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律である。

(3) 現行の課税方式についての検証

III 公益社団・財団法人の制度設計にあたって留意すべき点

(1) 収益事業課税、みなし寄附金制度をどう評価するか。

① 新たな公益社団法人及び公益財団法人の公益活動の中心的概念は、公益目的事業であるが、それと従来の収益事業課税とをどのように位置づけるか。

② 収益事業等から生ずる収益の50%以上は公益目的事業に用いなければならないが、税制上、それをどのように考えるか。

③ 金融収益に対する課税の考え方

- (2) 税法上「公益法人等」とされる他の法人類型は存続するが、それらの課税と新たな公益社団法人及び公益財団法人との整合性は必要である。いわゆる収益事業 33 業種の課税は存続するのか。

IV 公益法人制度改革により区分される新たな法人の課税のあり方

(1) 一般社団法人及び一般財団法人

- ① 「営利法人と実質的にほとんど変わらない活動を行う法人」から「公益認定を受けるにいたる法人に接近する法人」まで多様な法人が生じることに対してどう対応するか。
- ② 収益事業課税とされる「人格のない社団等」よりも不利に扱うことは不合理ではないか。
- ③ 「共益的事業活動を行う法人」に対する会費非課税の考え方をどこまで認めるか。

(2) 公益社団法人及び公益財団法人

- ① 公益目的事業が中心であるが、それと上述した従来の収益事業課税とをどのように位置づけるか。
- ② 公益認定法では、公益目的事業から生ずる収益は、そのための費用を超えてはならないとされている（収支相償原則）が、それに違反する収益は、どう扱うべきか。収益事業とみなすか。本来は、公益認定を取り消されるものである。
- ③ 上述のように、収益事業等から生ずる収益の 50% 以上は公益目的事業に用いなければならないが、税制上、それをどのように扱うべきか。

V 寄附金税制

- (1) 寄附優遇を認めるための適格要件をどう考えるか。
- (2) 公益認定を受けた法人に対する寄附はすべて控除を認め、特定公益増進法人なみに扱うのが適切か（非営利法人課税 WG の考え方）
- (3) 公益法人等に対する寄附金の地方税における取扱い

VI その他

公益社団法人及び公益財団法人や、一般社団法人及び一般財団法人が租税回避に濫用されないようにするために何らかの措置を検討する必要がある。